

～運転免許証の有効期間満了日の年齢が70～74歳までの方の免許更新について～

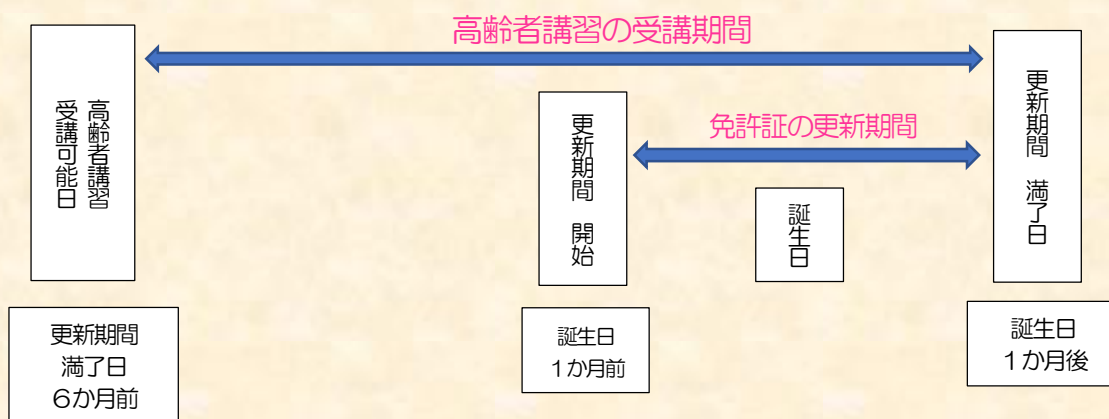
■高齢者講習について■

- 運転免許証の有効期間満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が70～74歳までの方が免許証を更新する場合は、更新手続きを行う日までに高齢者講習を受講する必要があります。
- 県内にお住まいの方は、受講を希望する[自動車教習所](#)に問い合わせの上、**予約**をして「高齢者講習」を受けてください。



■高齢者講習を受けられる期間■

有効期間満了日（誕生日の1か月後の日）の6か月前から更新期間満了日までの間



■高齢者講習の予約方法■

- 高齢者講習は予約制です。
運転免許証の有効期間満了日の6か月前（誕生日の5か月前）に、はがき（「講習のお知らせ」）が運転免許証に記載されている住所地へ郵送されます。はがきには、教習所名・所在地・電話番号が記載されています。
- 希望する[自動車教習所](#)に直接電話をして問い合わせの上、予約してください。
※ 7月～9月、12月～3月は、教習所が繁忙期となり、予約が取りにくい状況になりますので、**はがきを受け取ればすみやかに希望する教習所に連絡してください。**



■高齢者講習の内容など■

2時間（適性検査・座学 1時間、実車指導 1時間）

- ※ 普通自動車を運転できる免許を保有していない方は、1時間（適性検査・座学のみ）
手数料については、受講を希望する[自動車教習所](#)に問い合わせてください。



■高齢者講習後の手続きについて■

運転免許センター、警察署で更新手続きを行います（再度、講習を受けることはありません）。

更新手続きの際、「**高齢者講習終了証明書**」又は「**運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書**」を忘れないように持参してください。

